

企画提案公募実施要領

1 趣旨

四方を海で囲まれた沖縄県では、各地の海岸で中国や台湾、ベトナム等の外国語表記のごみや廃棄漁具等が大量に漂着しており、海岸の景観や自然環境、ひいては観光振興にも影響を与えかねない深刻な影響をもたらしている。

そのため、県では、沖縄県海岸漂着物対策地域計画（以下、「地域計画」という。）に基づき行政や地域関係者等からなる沖縄県海岸漂着物対策推進協議会の設置、海岸漂着物の回収処理に係る調査検討、発生抑制対策、回収処理事業等を実施しつつ海岸漂着物対策を推進してきた。

しかしながら、ごみは繰り返し県内海岸に漂着しており、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るためには今後も継続して海岸漂着物対策を推進していく必要がある。

県では、国が創設した「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」を活用する事により、地域計画に基づいた海岸漂着物等の対策を推進するための事業を実施することとしており、本業務においては、海岸漂着物の発生抑制対策に係るワーキンググループを設置し対策を検討・実施するものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：令和 7 年度沖縄県海岸漂着物発生抑制対策業務
- (2) 事業期間（履行期間）：契約締結の日から令和 8 年 2 月 13 日まで

3 業務内容

別添、委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

4 完了報告書の提出期限、提出部数及び提出場所

- (1) 報告書：1 部
- (2) 報告書の電子データを収納した電子媒体（CD-R）1 式
- (3) 提出期限 令和 8 年 2 月 13 日
- (4) 提出場所 沖縄県 環境部 環境整備課

5 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作権」という。）は、個々の著作権者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
なお、報告書は、すべて公表対象であることを想定し手続きを行うこと。

6 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

7 業務実施に係るその他事項

(1) 実施計画書

委託業務の実施内容、調査方法等については、実施計画書を作成し、予め沖縄県環境部環境整備課に提出すること。

(2) 安全管理

回収作業員等を雇用して海岸等の調査を実施する場合は、安全管理を徹底するため、沖縄県が平成 22 年度に作成した海岸清掃マニュアル（回収事業編）の記載内容に沿った安全管理を実施すること。

また、危険物については「海岸漂着危険物対応ガイドライン（農林水産省、国土交通省）」、医療系廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」に基づいて取り扱うこと。

(3) サンプルの管理

調査の実施等によりサンプル等を回収した場合は、これを適切に管理（処分を含む）すること。また、一時保管する場合は、沖縄県や保管場所の所在する市町村の指導に従うものとする。

(4) 廃棄物の処分等

委託業務を実施する際に回収した又は生じた廃棄物については、近傍の廃棄物処理施設を活用するなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に則り適正に処理すること。その際には、沖縄県や廃棄物が発生した海岸等の所在する市町村の指導又は当該市町村の廃棄物処理計画に従うものとする。

(5) 環境への配慮

調査対象区域内に生息する植物類をむやみに引き抜いたり、植生内にむやみに立ち入ったりしないよう配慮すること。

特に環境保全上の価値が高い動植物等が確認された場合には、その取り扱いに留意すること。

また、調査実施範囲に、国立公園や国定公園等の規制区域を含む場合は、調査実施に際しては関係法令を遵守すること。

(6) 過去における調査結果、成果物

ア 平成 21～24 年度 沖縄県海岸漂着物対策事業

イ 平成 25～令和 6 年度 沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業

備考：過年度における本事業実績については、沖縄県環境整備課にて公開している。また、平成 26 年度から令和 5 年度の実績については沖縄県環境整備課 HP にて公開している。

(7) その他

委託業務の実施にあたっては、沖縄県環境部環境整備課の指示に従うこと。

仕様書に疑義が生じたときやより難しい事由が生じたとき、あるいは仕様書に記載のない細部事項については、沖縄県環境部環境整備課と速やかに協議し、その指示に従うこと。

8 経費限度額

経費限度額は、4,191,544 円以内（消費税込み）とする。ただし、企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。

9 共同企業体について

単独企業に限らず共同企業体による参加も認める。

なお、共同企業体で参加する場合は、別添の「令和7年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業委託業務に係る共同企業体（JV）設置要綱」に基づき設置すること。

10 企画提案書に関する提出書類について

(1) 提出書類内容

ア 企画提案参加表明書（別添様式1）

イ （JVの場合）JV協定書の写し

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 業務実施工程表（任意様式）

オ 業務遂行体制（別添様式2）

カ 会社概要（別添様式3）※共同企業体の場合は、構成員全てについて提出すること。

キ 資格確認に係る誓約書（別紙様式4）

・ 下記を添付すること

① 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

② 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合は除く）

③ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合は除く）

④ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）

ク 業務実績一覧表（別添様式5）

・ 過去5ヶ年の間の国又は地方自治体における海岸漂着物の発生抑制対策業務（漂着物モニタリング調査業務を含む）の受託実績を提示すること。

ケ 費用見積書（別添様式6）

・ 提案内容を実施する上で必要な費用見積、内訳書を提示すること。

また、積算の費目は、次のとおりとすること。

① 人件費

② 直接経費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料等）

③ 再委託費（※再委託の条件については、「（注意）再委託に関する制限について」を参照のこと。）

④ 一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費の10%以内）

上記については「環境部の委託業務における一般管理費の取扱方針」に基づく。

⑤ 消費税

（注1）各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

（注2）この業務を実施するに当たっての一切の費用を見積もること。

（注3）費用見積書は、委託業務の妥当性を確認するための参考資料とするものであり、契約金額になるものではないことに留意すること。

(2) 提出方法、形式

ア 提出書類は全てA4版とし、任意様式を除いて縦長横書きとすること。

イ 上記(1)のイ～カまでの提出書類は、ページ番号を付して両面コピー（色刷り可）とし、30ページ以内（イ及びカは除く。）とすること。

ウ 提出部数は、上記(1)のア～ケについて正本1部(代表者印を押印した書類)、副本7部(正本の写し)、計8部とし、左上をホッチキスで止めて提出すること。なお、①ア～カ②キ③ク④ケの4つに分けて8部作成すること。

- (3) 提出期限 令和7年6月13日(金) 16:00まで

※期限厳守。期限までに提出がない場合は、企画提案に参加しないものと見做す。

- (4) 提出方法 郵送又は持参

- (5) 提出先、対応窓口 下記のとおり

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(4階)

沖縄県 環境部 環境整備課 一般廃棄物班

(電話) 098-866-2231 (FAX) 098-866-2235

11 企画提案内容に関する審査会

- (1) 第1次審査(書類審査)

企画提案数が多い場合、県において書類による1次審査を行う場合がある。

選定された企業に対しては第2次審査(ヒアリング)の日時を通知し、選定されなかった企業に対しては、結果のみを通知するものとする。

なお、参加企業や外部からの問い合わせ、及び審査経緯や結果等に関する異議の申立ては受け付けない。

審査結果通知予定：令和7年6月13日(金)

- (2) 第2次審査(ヒアリング)

ア 日時・場所

日時：令和7年6月中旬開催予定。後日連絡する。

場所：沖縄県庁内会議室予定。後日連絡する。

イ 所要時間 1企業(共同企業体含む。)計30分(説明20分、質疑応答10分)

ウ 選定方法 沖縄県環境部に設置した審査委員会で選定する。

エ 選定結果の通知 審査委員会開催後1週間以内に通知する。

12 企画提案書の内容

企画提案書は、別添の仕様書を踏まえた上で、概ね次のとおりとする。

- (1) 業務目的に関する基本的な考え方

ア 海岸漂着物等対策の考え方について

- ・海岸漂着物等対策を実施するにあたっての基本的な考え方を示すこと。

イ 発生抑制対策に係る業務

- ・ワーキンググループの実施体制、構成メンバー、開催スケジュール、主な議題内容、運営方法、実効性のある今後の方向性・取組案等を示すこと。

13 企画提案の評価基準

- (1) 事業の理解度

ア 海岸漂着物対策や廃棄物処理に関する理解度(漂着ごみの現状把握、事業実施の必要性、法令上の知識、県内における処理体制に係る知識)

- (2) 発生抑制対策検討

ア ワーキンググループ開催に係る構成メンバーや開催スケジュール、運営方法等の実効性及び主な議題内容を含めた妥当性、今後の対策方針の妥当性・実効性

(3) 実施体制・総合判断

- ア 行程計画の実施体制、スタッフの充実度（人員体制・能力）
- イ 類似業務の実績、経費の妥当性
- ウ 総合的にみた提案内容の的確性、具体性、実施可能性、今後への発展性

14 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等及び審査経過については、公表しない。
- (4) 企画提案書作成のために沖縄県から提供された資料は、他に使用してはならない。
- (5) 本公募に対する問い合わせ（沖縄県環境部環境整備課）は、以下のアドレスにて行うものとする。なお、問い合わせにおいては、件名を「令和7年度沖縄県海岸漂着物発生抑制対策業務」と明記し、所属、氏名、連絡先を必ず記載すること。
お問い合わせ先
(メールアドレス) aa035009@pref.okinawa.lg.jp

※（注意）再委託に関する制限について

（一括再委託の禁止等）

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、次の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務

（再委託の相手方の制限）

競争入札参加に係る指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（再委託が可能な業務範囲）

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は次のとおりとする。

- 県との協議等の上、再委託が必要と認められるもの。

（協議による再委託の承認）

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面に

よる県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「軽微な部分」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○ 軽微な部分

- ・資料の収集・整理・複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計
- ・調査で回収した海岸漂着物の運搬、保管、処分等
- ・発生抑制ワーキングメンバーが行う、発生抑制対策の実施に係る準備作業等
- ・その他社会通念上、軽微と認められるもの